

11/6 報知

赤木さん業務の 不開示取り消し

人事院、違法と認める

森友学園問題に関する財務省の決裁文書改ざんで二〇一八年に自殺した近畿財務局の元職員赤木俊夫さん
＝当時(五巴)＝の公務災害認定報告書に関し、人事院が赤木さんの業務内容などを不開示とした決定を、同院が取り消す決定をしたこと

が五日、分かった。赤木さんの妻雅子さん(五〇)側が明らかにした。十月二十九日付。

これまでに一部開示されていた公務災害報告書は認定理由で、森友問題に関する報道で業務が増えて超過勤務が慢性化し「精神的に追い詰められ、自宅で発作的に自殺した」と指摘。財務省理財局長だった佐川宣寿元国税庁長官による改ざり

んの指示と、赤木さんの自殺を結び付ける記述はなかった。

総務省情報公開・個人情報保護審査会が今年九月、

「不開示とした理由が詳しく記載されていない」として、決定を違法として取り消すべきだと人事院に答申していた。

裁決理由で人事院は「効果的な主張を困難にさせている」とした審査会の答申

内容を追認し、不開示決定は違法と認めた。